

役員候補者の選出に関する規則

2026年3月25日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに会長、副会長及び専務理事の候補者を選出するための必要な事項を定めることを目的とする。

(任期満了に伴う役員の選任)

第2条 役員の任期（定款第35条第1項及び第2項に規定する理事及び監事の任期をいう。次条において同じ。）の満了に伴い本協会の役員を選任する場合には、役員推薦委員会があらかじめ理事会において定められた役員選任実施要領に基づき、本協会の役員の候補者を理事会に推薦する。

2 前項の役員の候補者を正会員から選出するに当たっては、次のいずれかの者を推薦する。

(1) 定款の施行に関する規則第6条第1項各号のいずれかに該当する正会員代表者であって、本協会に届出のあった者

(2) 正会員において代表取締役等の地位にあった者であり、かつ取締役等又はこれに準じる地位を有する者（正会員が外国法人である場合には、当該者が定めた日本における代表者であった者であり、かつこれに準じる地位を有する者。）

3 前2項の規定に基づき、役員推薦委員会から推薦のあった役員の候補者については、理事会の決議を経て総会に付議する。

(任期途中で退任した場合の役員の選任)

第3条 役員が任期の途中で辞任した場合であって、以下の各号のいずれかに該当する場合には、役員推薦委員会は、その後任の役員の候補者を理事会に推薦する。

(1) 役員の辞任後1年以内に開催する定時総会において当該役員の補充が行われる場合

(2) 理事会が定時総会開催前に辞任した役員の補充を行うことを決議した場合

2 前項の規定に基づく役員の候補者を正会員から選出するに当たっては、前条第2項各号のいずれかに該当する者を推薦する。

(会長、副会長及び専務理事の推薦)

第4条 本協会の会長、副会長及び専務理事の候補者については、役員推薦委員会があらかじめ理事会において定められた役員選任実施要領に基づき、第2条第1項の規定に基づき推薦する理事の候補者のうちから、理事会に推薦する。

附 則

第1条 この規則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の役員候補者の選出に関する規則は、廃止する。